

建設工事等競争入札心得（平成6年3月30日監－1687）の一部改正 新旧対照表

新	旧
第1～第6 略 <u>（公正な入札の確保）</u> <u>第6の2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、見積内訳明細書その他入札執行者に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。</u> <u>2 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。</u> <u>3 入札参加者は、入札案件に関する非公表情報を県職員から聞き出そうとするなどの入札制度の公平性、透明性及び競争性を損なう不当な働きかけを行ってはならない。</u> 第7～第19 略	第1～第6 略 第7～第19 略

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。